

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	7
3 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	8
4 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	13
5 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	14
6 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	17
7 . 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	20
8 . 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	22
9 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	25
10 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	26
11 . 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	32
12 . 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	33
13 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	34
14 . 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	37
15 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	38

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1) 第 2 6 条の規定により転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更(行使期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p><u>(1) 第 2 5 条第 1 項の規定により株券について、配当落(配当(剰余金の配当をいう。)には、投資信託受益証券の収益分配及び投資証券の金銭の分配を含む。以下同じ。)又は権利落として定める期日</u></p> <p><u>(2) 第 2 6 条の規定により優先株について、取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更(行使期間の中断を含む。以下同じ。)として定める期日</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 第 1 号に定める期日以外の日で、株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券を除く。)について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において社債、株式等の振替に関する法律(平成 1 3 年法律第 7 5 号)に基づく総株主通知(総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。)が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主(優先出資者及び投資主を含む。)を確定するための期日の 3 日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の 4 日</u></p>

(削る)

(3) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)
の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に決済を行うものとする。

6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

前日)

(5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)

(6) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に決済を行うものとする。

6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2～7 (略)

8 呼値は、株券については配当含み(配当(剰余金の配当をいう。))には、投資信託受益証券の収益分配及び投資証券の金銭の分配を含む。以下同じ。)とし、利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

9～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

a 株券(優先株を除く。)は、上場会社(本所の上場株券(投資信託受益証券を除く。))の発行者をいう。以下同じ。)が単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定めているときは、当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、次の(a)及び(b)に掲げる銘柄にあっては、当該(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 上場会社が単元株式数の変更等(単元株式数の変更又は単元株式数についての定款の定めを設けることをいう。)を伴う併合等(株式の併合、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。))又は株式の分割をいう。以下同じ。)を行う場合における当該銘柄

当該併合等の効力発生の日の3日前の

2～7 (略)

8 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

9～11 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

a 株券(優先株を除く。)は、上場会社(本所の上場株券(投資信託受益証券を除く。))の発行者をいう。以下同じ。)が単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定めているときは、当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所が定めるところによる。

(新設)

日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。

(b) 本所が特に指定する銘柄

本所が定めるところによるものとする。

b (略)

(2) ~ (4) (略)

(株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日)

第25条の2 株券の売買につき、株式(優先出資、受益権及び投資口を含む。)併合後の株券を対象として売買を開始する期日(以下「株式併合後の株券の売買開始の期日」という。)は、本所が定める。

(取得対価の変更期日等)

第26条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある優先株について、取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。以下同じ。)として、新たな取得対価により売買を行う期日(以下「取得対価の変更期日」という。)及び転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)は、本所が定める。

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(削る)

(新設)

b (略)

(2) ~ (4) (略)

(新設)

(取得対価の変更期日等)

第26条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある優先株について、取得対価の変更として、新たな取得対価により売買を行う期日(以下「取得対価の変更期日」という。)、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)は、本所が定める。

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の

(1) (略)

(2) ~ (5) (略)

(立会外分売)

第 30 条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第 33 条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して 4 日目の日(第 8 条第 3 項各号に掲げる日の売買については、5 日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、第 8 条第 4 項又は第 5 項に定める場合には、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に定める期日の売買については 6 日目の日とし、同条第 4 項に定める場合における当該期日の翌日の売買については 5 日目の日とする。

3 ~ 5 (略)

(立会外分売の値段)

第 31 条 立会外分売は、前条第 2 項の届出を受理した日の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の日、取得対価の変更期日又は行使条件変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において本所が

発行者が株式(優先出資、受益権及び投資口を含む。)の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、本所が必要があると認める場合。

(1) の 2 (略)

(2) ~ (5) (略)

(立会外分売)

第 30 条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第 33 条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して 4 日目の日(第 8 条第 3 項各号に掲げる日の売買については、5 日目の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、第 8 条第 4 項又は第 5 項に定める場合には、同条第 3 項第 2 号又は第 3 号に定める期日の売買については 6 日目の日とし、同条第 4 項に定める場合における当該期日の翌日の売買については 5 日目の日とする。

3 ~ 5 (略)

(立会外分売の値段)

第 31 条 立会外分売は、前条第 2 項の届出を受理した日の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、取得対価の変更期日又は行使条件変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の金融商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において本所が必要があると認めたととき又は届出を

必要があると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（本所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、本所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、本所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（公開買付期間中における自己買付け）

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

（1）～（3）（略）

（4） 株式ミニ投資（正会員があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない株式について、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け

（5）～（14）（略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお従前の例による。
- 3 この改正規定施行の際、現に改正前の第28条第1項の規定により売買の停止が行われている場合については、なお従前の例による。

受理した日に最終値段（本所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、本所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、本所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（公開買付期間中における自己買付け）

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

（1）～（3）（略）

（4） 株式ミニ投資（正会員があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない株式について、保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け

（5）～（14）（略）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第 5 条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(10) ~ (13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第 5 条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p><u>(9) の 2 発行者による総株主通知請求</u></p> <p>(10) ~ (13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券)</p> <p><u>第2条の2 この準則(その特例を含み、これらに基づく規則を含む。)</u>において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1) 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)</u>について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p><u>(1) 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))及び投資証券を含む。以下同じ。)</u>について、取引所の定める配当落又は権利落の期日</p> <p><u>(2) 優先株について、新たな取得対価により売買を行う期日として取引所の定める期日、転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。)</u>について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 第1号に定める期日以外の日で、株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券を除</u></p>

(削る)

(3) 利付債券について、その利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の 4 日前 (取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日

3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日 (取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第 3 1 条を除き以下同じ。) が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第 1 号又は第 2 号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して 6 日目の日の午前 9 時まで、当該期日の翌日 (取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。) の売買については当該売買成立の日から起算して 5 日目の日の午前 9 時まで、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) ・ (2) (略)

く。) について、株式会社証券保管振替機構 (以下「保管振替機構」という。) において社債、株式等の振替に関する法律 (平成 1 3 年法律第 7 5 号。以下「振替法」という。) に基づく総株主通知 (総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。) が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主 (優先出資者及び投資主を含む。) を確定するための期日の 3 日前 (取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日 (当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の 4 日前の日)

(5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の 3 日前の日 (当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の 4 日前の日)

(6) 利付債券について、その利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の 4 日前の日

3 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日 (取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第 3 1 条を除き以下同じ。) が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第 2 号又は第 3 号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して 6 日目の日の午前 9 時まで、当該期日の翌日の売買については当該売買成立の日から起算して 5 日目の日の午前 9 時まで、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) ・ (2) (略)

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時まで、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))及び投資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から株券、新株予約権証券又は債券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時まで、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 株券、新株予約権証券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から株券、新株予約権証券又は債券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(外国株券等(外国株券(外国法人の発行する証券又は証書のうち株券の性質を有するものをいう。))、外国投資信託受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。)に規定する外国投資信託の受益証券をいう。))、外国投資証券(投資信託法に規定する外国投資証券をいう。))、外国株預託証券(外国株券等に係る権利を表示する預託証券をいう。))、外国受益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。))及び外国株式等(外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。)をいう。)及び受益証券発行信託の受益証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。) 100分の80

(2)~(4) (略)

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(法第2条第1項第5号に掲げ

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(外国株券、外国投資信託受益証券、外国株預託証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株式等(外国株券、外国投資信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利をいう。))、受益証券発行信託の受益証券、外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)

100分の80

(2)~(4) (略)

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(金融商品取引法(昭和23年

る有価証券又は同項第 17号に掲げる有価証券のうち同項第 5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(6)~(13) (略)

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る顧客の受渡時限については、なお、従前の例による。

法律第25号第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の85

(6)~(13) (略)

3 (略)

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第 1 1 条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 投資証券 次に掲げる場合</p> <p>a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(c) ~ (e) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日から施行する。</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)</p> <p>第 1 1 条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 投資証券 次に掲げる場合</p> <p>a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p><u>(b) の 2 発行者による総投資主通知請求</u></p> <p>(c) ~ (e) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引及び自己株式立会外買付取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程（以下「規程」という。）第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については5日目の日とする。</p>	<p>(決済日)</p> <p>第5条 立会外取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引及び自己株式立会外買付取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程（以下「規程」という。）第8条第3項各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については5日目の日とする。</p>
<p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまでに定める値段（半休日においては、cに定める値段を除く。）により行うものとする。</p> <p>a 前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金</p>	<p>(呼値)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 立会外取引の呼値は、次の各号に定める値段により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 終値取引の呼値は、次のaからcまでに定める値段（半休日においては、cに定める値段を除く。）により行うものとする。</p> <p>a 前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の他の金</p>

融商品取引所(以下「指定取引所」という。)における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。c及び第8条の3において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。

b・c (略)

4～7 (略)

(自己株式立会外買付取引の値段)

第8条の3 自己株式立会外買付取引は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(普通取引(本所が定める銘柄については、指定取引所における普通取引をいう。)における最終値段をいう。)により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日又は取得対価の変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとする。

2 (略)

(顧客の受渡時限)

第19条 (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第8条第2項各号に掲げる日に成立した立会

融商品取引所(以下「指定取引所」という。)における普通取引をいう。以下同じ。)における最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段及び指定取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該最終気配値段を含む。c及び第8条の3において同じ。)をいう。以下同じ。)。ただし、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、本所がその都度定める値段とする。

b・c (略)

4～7 (略)

(自己株式立会外買付取引の値段)

第8条の3 自己株式立会外買付取引は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段(普通取引(本所が定める銘柄については、指定取引所における普通取引をいう。)における最終値段をいう。)により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日又は取得対価の変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとする。

2 (略)

(顧客の受渡時限)

第19条 (略)

2 前項第2号の規定にかかわらず、受託契約準則第8条第2項各号に掲げる日に成立した立会

外取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。）の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

3 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお、従前の例による。

外取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。）の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

3 （略）

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の売買単位)</p> <p>第15条 規程第15条第1号aの(b)に規定する銘柄の売買単位は、当該銘柄の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。</p>	<p>(株券の売買単位)</p> <p>第15条 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。</p>
<p>(配当落等の期日)</p> <p>第18条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 権利確定日の2日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日)とする。</p>	<p>(配当落等の期日)</p> <p>第18条 規程第25条第1項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普通取引 権利確定日の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)とする。</p>
<p><u>(株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日)</u></p> <p>第18条の2 <u>規程第25条の2に規定する株式併合後の株券の売買開始の期日は、次の各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 当日決済取引</u> <u>当該併合の効力発生の日(当該併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該併合の効力発生の日翌日)とする。</u></p> <p><u>(2) 普通取引</u> <u>当該併合の効力発生の日3日前の日とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

(取得対価の変更期日等)

第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

次のa又はbに定めるところによる。

a 取得対価の変更期日

旧条件最終適用日の2日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日)とする。

b 行使条件の変更期日

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(売買の停止)

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(削る)

(1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(取得対価の変更期日等)

第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(売買の停止)

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第28条第1号に掲げる場合の当該株券の売買の停止は、原則として、当該併合又は分割等の効力発生の日(4日前の日)から当該併合又は分割等の効力発生の日(前日)までとする。

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平 2 1 年 1 1 月 1 6 日から施行する。
- 2 平成 2 1 年 1 1 月 1 5 日以前に行われた株券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間(直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間)を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間(直接上場銘柄の初値の決定前における当該直接上場銘柄については本所が適当と認める時間)を経過するごとに、次の各号に定める値幅以内の値段(直接上場銘柄(初値の決定前に限る。))における当該直接上場銘柄、事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄、株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄及び上場廃止の基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄のうち、本所がその都度指定した銘柄に係る指定後最初の約定値段の決定日(当該約定値段の決定前に限る。)までにおける当該銘柄については、本所が板呼値の状況等を勘案してその都度定める値幅の値段)をもって更新することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 (略)</p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日改正前の業務規程第 2 8 条第 1 号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる銘柄については、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業を承継させる人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。)が行われる銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。以下「人的分割銘柄」という。)の当該株式の交付に係る権利落後(業務規程第28条第1号の規定により売買の停止を行う場合にあっては、売買を再開した後)最初の約定値段(以下「権利落後始値」という。)の決定前における当該人的分割銘柄及び株式無償割当て(割当てを受ける株主の有する株式と割り当てられる株式の種類が同一であるものを除く。)が行われる銘柄であって本所がその都度指定する銘柄(以下「株式無償割当て銘柄」という。)の権利落後始値の決定前における当該株式無償割当て銘柄</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前2条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)</p>

し、前日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に平成21年11月16日改正前の業務規程第28条第1号の規定により売買の停止が行われている銘柄については、なお従前の例による。

別表 基準値段算出に関する表

1. 基準値段の算出については、次の算式による。

(1)・(2) (略)

(3) 株式併合

a 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と同時の場合

基準値段 = (株式併合前最終値 - 配当金額) ÷ 併合比率

b 株式併合後の株券の売買開始の期日が配当落と異なる場合

し、前日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他本所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、本所がその都度定める。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日（以下「配当落等の期日」という。）又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

別表 基準値段算出に関する表

1. 基準値段の算出については、次の算式による。

(1)・(2) (略)

(新設)

基準値段 = 株式併合前最終値 ÷ 併合比率

(4) 権利落 (新株予約権無償割当て (割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。))

(2) c の規定を準用する。この場合において、同 c 中「新株落」とあるは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式 1 株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。

(5) (略)

(6) (略)

(注 1) ・ (注 2) (略)

(注 3) 株式併合前最終値とは、株式併合後の株券の売買開始日の期日の前日の当該銘柄の最終値段をいう。

(注 4) (略)

(注 5) (略)

2. (略)

(3) 権利落 (新株予約権無償割当て (割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。))

前(2) c の規定を準用する。この場合において、同 c 中「新株落」とあるは「権利落」と、「新株払込金額」とあるのは「新株予約権の行使に際して払い込む金額」と、「新株割当率」とあるのは「株式 1 株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えるものとする。

(4) (略)

(5) (略)

(注 1) ・ (注 2) (略)

(新設)

(注 3) (略)

(注 4) (略)

2. (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5．第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～k（略）</p> <p>(削る)</p> <p>l～n（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>5．第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～k（略）</p> <p><u>kの2 第9号の2に掲げる事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(a) <u>取締役会決議通知書又は決定通知書</u> <u>決議又は決定後直ちに</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(b) <u>株主確定日に関する日程表</u> <u>当該株主確定日の3週間前</u></p> <p>l～n（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a～c (略)</p> <p>d bに規定する日からさかのぼって1年以内に単元株式数<u>が変更されている</u>場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。</p> <p>e～f (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類)の株式を割り当てるものに限る。)又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の<u>2日前</u>の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>3日前</u>の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a～c (略)</p> <p>d <u>上場会社が</u>bに規定する日からさかのぼって1年以内に単元株式数の<u>変更を行っている</u>場合には、当該変更前については当該変更前の単元株式数、当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。</p> <p>e～f (略)</p> <p>(4) 上場時価総額</p> <p>a 第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、本所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割、株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類)の株式を割り当てるものに限る。)又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の<u>3日前</u>の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の<u>4日前</u>の日)において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)</p>

又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の平均をいう。次のcにおいて同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c～f（略）

(5)～(7)（略）

(8) 事業活動の停止

a（略）

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

又は月末上場時価総額（毎月末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が5億円に満たない場合をいうものとする。

b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額がその算定の対象となる月の月間平均上場株式数（本所の売買立会における当該株券の日々の上場株式数（上場会社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割、株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このb及び次のcにおいて同じ。）の平均をいう。次のcにおいて同じ。）に2を乗じて得た数値に満たない場合又は月末上場時価総額がその算定の対象となる月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合をいうものとする。

c～f（略）

(5)～(7)（略）

(8) 事業活動の停止

a（略）

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日

イ・ロ (略)

(b) ・ (c) (略)

(9) ~ (1 2) (略)

(1 3) 完全子会社化

第 1 5 号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(1 4) (略)

(1 5) 全部取得

第 1 8 号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第 10 条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日

b (略)

4 . 第 4 条 (上場廃止前の取扱い) 関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日

イ・ロ (略)

(b) ・ (c) (略)

(9) ~ (1 2) (略)

(1 3) 完全子会社化

第 1 5 号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(1 4) (略)

(1 5) 全部取得

第 1 8 号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第 10 条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日

b (略)

4 . 第 4 条 (上場廃止前の取扱い) 関係

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が

必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

- a 第2条第8号(第2条の2第4号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)又は(b)(合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは同第6条第2項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。)を交付する場合に限る。)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前の日に上場廃止する。

- b 第2条第12号(第2条の2第4号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の交付に係る基準日の2日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前の日)に上場廃止する。

- c 第2条第15号(第2条の2第4号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(13)a又はb(株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは同第6条第2項第2号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則

必要であると認められたものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

- a 第2条第8号(第2条の2第4号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

- b 第2条第12号(第2条の2第4号による場合を含む。)のうち、株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第2項第3号に規定する場合に該当する銘柄

原則として、新株式の交付に係る基準日の3日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)に上場廃止する。

- c 第2条第15号(第2条の2第4号による場合を含む。)のうち、本取扱い1.(13)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）の規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日に上場廃止する。

d 第2条第18号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.(15) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日に上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間（当該上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該銘柄がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると本所が認めた場合には、当該期間を2か月間）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b （略）

c 第2条第8号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.(8) bの(b)（合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは同第6条第2項第1号に相当する国内の

d 第2条第18号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.(15) aの規定に該当する銘柄

原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間（当該上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該銘柄がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると本所が認めた場合には、当該期間を2か月間）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b （略）

（新設）

他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、合併がその効力を生ずる日の3日前の日の前日までとする。

d 第2条第15号（第2条の2第4号による場合を含む。）のうち、本取扱い1.（13）

（新設）

b（株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として国内の他の金融商品取引所の上場株券又は株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは同第6条第2項第2号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則に定める規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（当該規定に定める会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）の規定に該当する銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日の前日までとする。

e （略）

c （略）

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場廃止基準)関係 (1)~(3) (略) (4) 第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。 a・b (略) c 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。)の日。 (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>2. 第4条(上場廃止基準)関係 (1)~(3) (略) (4) 第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。 a・b (略) c 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日<u>から起算して4日目</u>(休業日を除外する。)の日。 (5) (略)</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2．上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a 第4条第1項第2号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。</p> <p><u>aの2 第4条第1項第3号に該当することとなった銘柄については、株券等の上場廃止日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。</u></p> <p>b～g（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>2．上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a 第4条第1項第2号又は第3号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>b～g（略）</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4)の2～(8) (略)</p>	<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeの2までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeの2までに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p><u>eの2 第1項第3号aの(b)の2に掲げる事項</u></p> <p><u>(a) 決定に係る通知書について</u> <u>決定を行った後、直ちに</u></p> <p><u>(b) 投資主確定日に関する日程表について</u> <u>当該期日の2週間前に</u></p> <p>(4)の2～(8) (略)</p>
<p>8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号aの(a)については、次のaからcまでに掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。</p> <p>a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として、<u>合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日</u></p>	<p>8. 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号aの(a)については、次のaからcまでに掲げる日に同号aに該当するものとして取り扱う。</p> <p>a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として、<u>合併に係る投資証券提出期間満了の日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（投資証券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、投資</u></p>

(a) ・ (b) (略)

b ・ c (略)

(5) ~ (1 5) (略)

9 . 上場廃止前の取扱い (不動産投信特例第 1 3 条関係)

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第 1 2 条に該当することとなった上場不動産投資信託証券は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次の a から d までに該当する上場不動産投資信託証券については、当該 a から d までに定めるところに従って上場廃止する。

a 第 1 2 条第 1 項第 3 号 a の (a) うち、他の投資法人と合併し解散する場合 (合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、第 4 条第 2 項の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。) に該当する上場投資証券

原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 に上場廃止する。

b 第 1 2 条第 1 項第 3 号 a の (a) のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する上場投資証券

規約で定めた存続期間の満了となる日の 3 日前 の日 (当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の 4 日前 の日) に上場廃止する。

c 第 1 2 条第 2 項第 1 4 号に該当する上場受益証券

原則として、投資信託約款が変更となる日

証券提出期間満了の日の 4 日前の日))

(a) ・ (b) (略)

b ・ c (略)

(5) ~ (1 5) (略)

9 . 上場廃止前の取扱い (不動産投信特例第 1 3 条関係)

(1) 「本所が必要であると認めた時」の取扱い

第 1 2 条に該当することとなった上場不動産投資信託証券は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次の a から d までに該当する上場不動産投資信託証券については、当該 a から d までに定めるところに従って上場廃止する。

a 第 1 2 条第 1 項第 3 号 a の (a) うち、他の投資法人と合併し解散する場合 (合併後に存続する投資法人又は合併により設立される投資法人の発行する投資証券が、第 4 条第 2 項の規定の適用を受け、速やかに上場される見込みのある場合に限る。) に該当する上場投資証券

原則として、合併に係る投資証券提出期間満了の日の 3 日前の日 (投資証券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、投資証券提出期間満了の日の 4 日前の日)) に上場廃止する。

b 第 1 2 条第 1 項第 3 号 a の (a) のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する上場投資証券

規約で定めた存続期間の満了となる日の 4 日前 の日 (当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の 5 日前 の日) に上場廃止する。

c 第 1 2 条第 2 項第 1 4 号に該当する上場受益証券

原則として、投資信託約款が変更となる日

の3日前の日（当該変更となる日が休業日に当たるときは、当該変更となる日の4日前の日）に上場廃止する。

d 第12条第2項第15号に該当する上場受益証券

投資信託契約が終了となる日の3日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前の日）に上場廃止する。

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

の4日前の日（当該変更となる日が休業日に当たるときは、当該変更となる日の5日前の日）に上場廃止する。

d 第12条第2項第15号に該当する上場受益証券

投資信託契約が終了となる日の4日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の5日前の日）に上場廃止する。

(2) (略)

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面</p> <p> 計算期間の末日の<u>3日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>4日前</u>の日)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止基準に関する事項)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第10条第2項第3号の場合には、投資信託契約が終了となる日の<u>3日前</u>の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の<u>4日前</u>の日)に上場廃止する。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面</p> <p> 計算期間の末日の<u>4日前</u>(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の<u>5日前</u>の日)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止基準に関する事項)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第10条第2項第3号の場合には、投資信託契約が終了となる日の<u>4日前</u>の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の<u>5日前</u>の日)に上場廃止する。</p>

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、次の各号に掲げる期間における値段は、本所がその都度定める。</p> <p>(1) <u>普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日から、当該期日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで</u></p> <p>(2) <u>業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、同第8条第4項</u></p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第1号に規定する日に決済を行う取引について、<u>普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日から、当該期日から起算して5日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について、規程第8条第4項に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)</u>以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

に定める場合には、当該期日から起算して6日目の日とする。)以降の普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時まで

- 4 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る取扱いについては、なお、従前の例による。

- 4 第1項の規定にかかわらず、立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う取引について、普通取引における規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の午前8時20分から普通取引の売買立会の始めの約定値段が決定される時までにおける値段は、本所がその都度定める。